

近く執行が予定される参議院（選挙区選出）議員選挙における立候補届出の受付順位は、次により決定します。

令和四年五月十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

一 選挙期日の公示日の午前八時三十分選挙長事務取扱場所（奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎五階 第一会議室（小）を予定）内の立候補届出受付場所に現在する立候補届出者については、「くじ」により順位を決定します。

二 選挙期日の公示日の午前八時三十分を過ぎて到着した立候補届出者については、前号の「くじ」により決定した立候補届出者の後とし、その順位は、到着順とします。